

第4期

石川の教育振興 基本計画

未
来
を
拓
く
心
豊
か
な
人
づ
く
り



石川県・石川県教育委員会

はじめに

本県では、平成 23 年に教育の総合的な指針である「石川の教育振興基本計画」を策定し、以降、教育を取り巻く諸情勢の変化等へ対応するため、5 年ごとに計画の見直しを行いながら、子供たちの確かな学力の育成はもとより、県民の生涯にわたる「学び」や、ライフステージに応じたスポーツ活動の充実により、未来を切り拓こうとする気概あふれる積極果敢な人づくりに取り組んできました。

近年、少子高齢化や人口減少に加え、グローバル化の進展、AI や IoT をはじめとする先端技術の高度化、国際情勢の不安定化など、社会全体が急速に変化し、将来の予測が困難な時代を迎えています。

また、教育の現場においても、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒等、多様な教育ニーズへの対応のほか、教職員の多忙化の問題など、様々な課題に対する一層の対応が求められています。

そして、本県における大きな情勢の変化として、令和 6 年に発生した能登半島地震、奥能登豪雨という、2 つの大きな災害からの復旧・復興があります。

こうした現状や変化を踏まえ、学び続ける意欲を持ち、多様化する課題に対し主体的に解決できる力を身に付けた、次代のいしかわを担う人材を育てていくため、今般、「第 4 期石川の教育振興基本計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念である「未来を拓く心豊かな人づくり」の実現に向け、先人より培われてきた豊かな歴史と文化、高い技術力を有するものづくり企業や高等教育機関の集積など、本県の個性ともいうべき数多くの財産を活かしながら、ふるさとに誇りと愛着を持ち、多様な人々と協働して様々な社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く、いしかわの未来を担う人材の育成に取り組むこととしています。

今後とも、本計画の着実な実現に向け、学校での実践はもとより、家庭や地域、企業や大学との連携・協働など、社会全体で取組を進めていきたいと考えておりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご協力を賜りました県民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 8 年 3 月

石川県教育委員会教育長 酒 井 雅 洋

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 社会の動向と教育をめぐる現状	3
第3章 石川県がめざす教育の姿	9
1 基本理念	
2 めざす人間像	
3 基本目標	
4 計画の体系	
第4章 施策の方針と主な取組	15
基本目標 1 災害からの復旧復興に向けて、創造的復興教育に取り組みます	15
方針 1-1 災害の教訓を生かした創造的復興教育の推進	
方針 1-2 被災地の教育環境の整備・充実	
方針 1-3 被災した児童生徒等の心のケアの充実	
基本目標 2 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献できる人材を育成します	30
方針 2-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成	
方針 2-2 地域の活性化に貢献できる人材の育成	
方針 2-3 イノベーションを担う人材の育成	
方針 2-4 グローバル社会で活躍できる人材の育成	
基本目標 3 確かな学力や専門的な能力、職業実践力を育成します	42
方針 3-1 確かな学力の育成	
方針 3-2 高等学校教育改革の推進	
方針 3-3 教育 DX、GIGA スクール構想の推進による学びの質の向上	
方針 3-4 キャリア教育・職業教育の充実	
方針 3-5 幼児教育の充実	
基本目標 4 豊かな心と健やかな体を備えたしなやかでたくましい人づくりを推進します	60
方針 4-1 心の教育・道徳教育の充実	
方針 4-2 人権教育の推進	
方針 4-3 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進	
方針 4-4 いじめ防止等の取組の充実	
方針 4-5 体験活動の充実	
方針 4-6 文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成	
方針 4-7 児童生徒の体力・運動能力の向上と将来にわたる運動機会の確保・充実	
方針 4-8 学校保健の充実・食育の推進	
方針 4-9 防災教育・安全教育の推進	

基本目標 5	誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進します ……………	82
方針 5-1	不登校児童生徒への支援の充実	
方針 5-2	特別支援教育の充実とインクルーシブ教育の推進	
方針 5-3	特別な教育的支援が必要な児童生徒に対するサポートの充実	
方針 5-4	多様なニーズに応える学校づくりの推進	

基本目標 6	信頼される質の高い学校づくりを推進するとともに、 地域の教育力の向上を目指します ……………	94
方針 6-1	学校の組織的な対応力の向上	
方針 6-2	キャリアステージに応じた「いしかわ型教員研修体制」の充実	
方針 6-3	次代の学校教育を担う教員志望者の確保と養成	
方針 6-4	学校における働き方改革の推進	
方針 6-5	教育環境の整備・充実	
方針 6-6	建学の精神を尊重した私学の振興	
方針 6-7	学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり	
方針 6-8	家庭・地域の教育力の向上	

基本目標 7	高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します ……………	118
方針 7-1	高等教育機関の「学び」の環境の充実	
方針 7-2	高等教育機関による「地域の活性化」の推進	
方針 7-3	県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進	

基本目標 8	生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します ……………	124
方針 8-1	生涯にわたる学習の推進	
方針 8-2	社会教育の奨励・振興	
方針 8-3	豊かな心を育む読書活動の充実（子供の読書活動の推進）	

基本目標 9	ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します ……………	134
方針 9-1	生涯にわたるスポーツ活動の振興	
方針 9-2	競技スポーツの振興	
方針 9-3	スポーツを通じた地域活性化	

第5章 計画の実現に向けて ……………	143
1 計画の周知・広報	
2 地域社会全体の連携・協働	
3 計画の進行管理	

資料編 ……………	146
------------------	-----

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成23年1月に「石川の教育振興基本計画」を策定し、以降、教育を取り巻く諸情勢の変化等に対応するため、平成28年3月に「第2期石川の教育振興基本計画」、令和3年3月に「第3期石川の教育振興基本計画」(以下「第3期計画」という。)と、5年ごとに計画の見直しを行いながら、確かな学力^{*1}の育成や生涯にわたる学習の推進のほか、いじめや不登校、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や外国人児童生徒の増加といった多様な児童生徒への対応、教員の世代交代や教職員の多忙化改善など、計画の基本理念である「未来を拓く心豊かな人づくり」の具現化に向けた取組を進めてまいりました。

近年、教育に影響を与えた全国的な情勢としては、新型コロナウイルス感染症の流行があります。令和2年4月に、感染拡大により緊急事態宣言が発令され、学校においては、令和2年3月から5月までの間、臨時休校となり、その後も体験的な活動を制限されるなど、教育活動の一部に制限が生じました。その一方、GIGAスクール構想^{*2}により1人1台端末と高速通信ネットワーク等のICT環境の整備が飛躍的に進展し、児童生徒の興味や学習進度に合わせた学び、相互のやり取りを通じて理解を深める学習が随所で行われるようになりました。

このように現在では、日常的にデジタル技術を教育に取り込み、従前とは異なる多様な教育活動が生み出されています。

また、本県においても大きな情勢の変化がありました。令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震、そして同年9月に発生した奥能登豪雨という、過去に類を見ない大きな災害により、甚大な被害が生じました。そのような状況下で、被害の大きかった地域では子供の安全・安心を確保するために県内の施設へ集団避難を行ったほか、使用不能になった学校では、他校の間借りや仮設校舎等で授業を実施し、学びを継続させてきました。

将来の予測が困難で、目まぐるしく変化するこれからの時代を生き抜くためには、子供たちに確かな学力を身に付け、一人一人が多様な個性と能力を伸ばし、主体的に人生を切り拓いていく力と、他者と共に支え合い、高め合いながら、新たな価値を創造していく力が求められます。

「第4期石川の教育振興基本計画」では、平成23年に策定された「石川の教育振興基本計画」から掲げてきた「基本理念」、「めざす人間像」といった基本的な考え方は継承しつつ、第3期計画策定以降の状況の変化を踏まえ、今後5年間に取り組む本県教育の目指す姿と施策の展開の方向性を示しております。

※1 確かな学力・・・基礎的・基本的な知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めた学力のこと。

※2 GIGAスクール構想・・・文部科学省が提唱している構想で、「GIGA」は、Global and Innovation Gateway for All(全ての人にグローバルで革新的な入り口を)の略語。1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現させる構想。

2 計画の位置づけ

教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」として位置づけます。

また、学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第1項に基づく学校教育情報化推進計画、及び、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項に基づく石川県子ども読書活動推進計画としての内容を含みます。

加えて、県政運営の基本となる「石川県成長戦略」における教育に関する分野としての性格を有します。

《教育基本法》

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

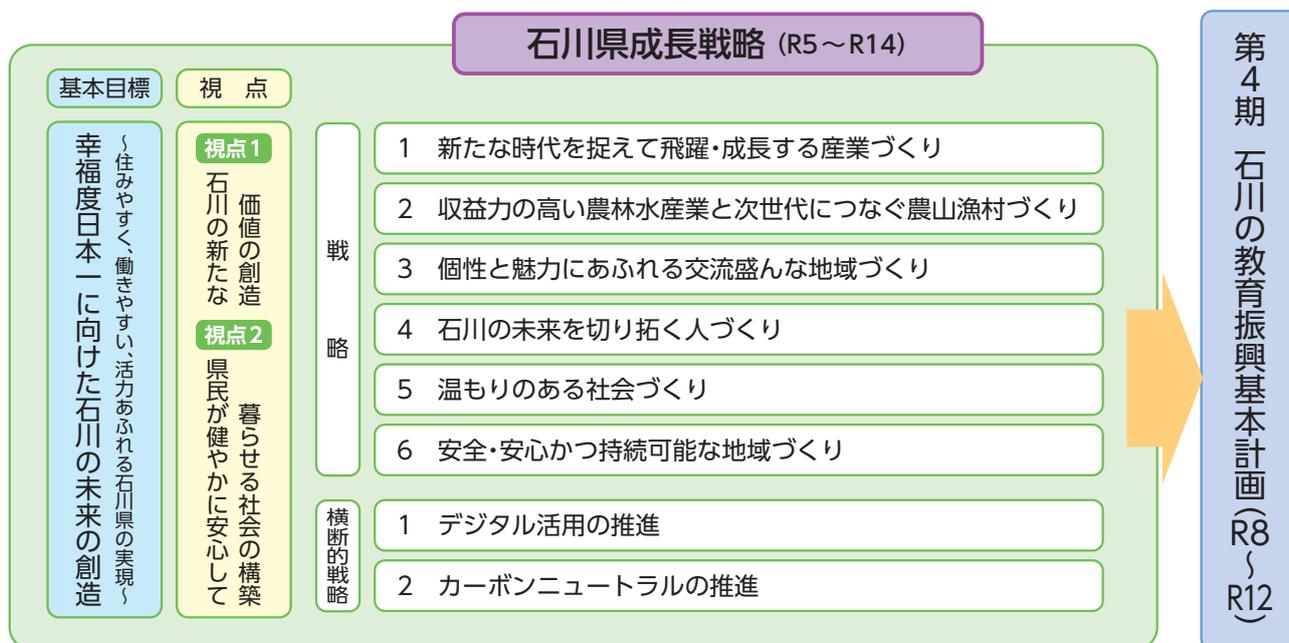
第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

《学校教育の情報化の推進に関する法律》

第9条 都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

《子どもの読書活動の推進に関する法律》

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。



3 計画の期間

計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

第2章

社会の動向と教育をめぐる現状

現代は、将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。

これまでの計画の中でも社会課題として、人口減少・少子高齢化、グローバル化や技術革新の急速な進展、子供の貧困、社会のつながりの希薄化などを継続的に取り上げてきましたが、特に、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及びロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態と言えます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じました。また、臨時休業により、居場所やセーフティネットとしての学校の役割が再認識されるきっかけとなりました。感染拡大当初はICTの活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりましたが、これを契機として、遠隔授業・オンラインでの教育が進展し、学びの変容がもたらされました。

将来の予測が困難な時代において、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、未来に向けて自らが社会の創り手となり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するためにも、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

■ 令和6年能登半島地震、奥能登豪雨の発生

令和6年1月1日に本県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震が発生し、最大震度7を観測する未曾有の大災害となりました。特に、人口減少と高齢化が急速に進んでいる能登地方において、上下水道などのライフラインや、道路、漁港などインフラ施設に甚大な被害が発生したほか、能登の経済を支える産業にも大きな影響を及ぼしました。

また、同年9月に、震災からの復旧半ばの奥能登地域において、豪雨災害が発生し、度重なる大災害により、同地域は甚大な被害を受けました。

複合災害による被害は大きく、復旧・復興への道のりは相当の困難が伴います。しかし、単に被災前の姿に復元するのではなく、元々あった課題を踏まえ、未来志向に立って、以前よりも良い状態へと持っていくという「創造的復興」に向けた取組を、全県をあげて進めていく必要があります。

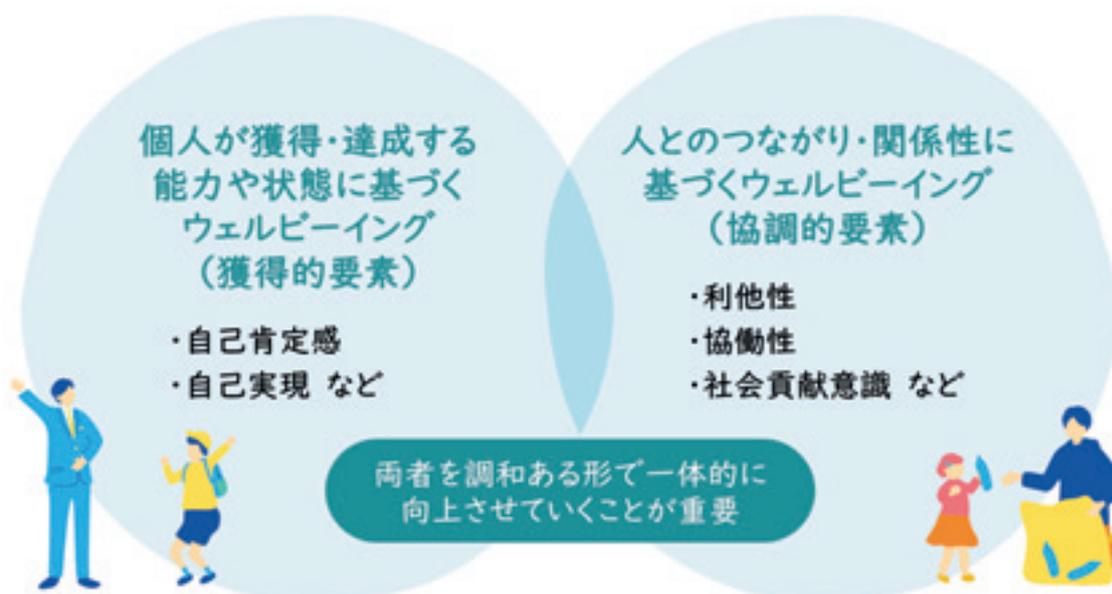
■ 教育を通じてのウェルビーイングの向上

経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング (Well-being)」の考え方が重視されてきています。

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものであり、個人や個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

特に、我が国においては、日本の社会・文化的背景を踏まえ、「自己肯定感」「自己実現」などの獲得的要素と、「学校や地域でのつながり」「利他性」「協調性」「社会貢献意識」などの協調的要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育を通じて向上させていくことが求められます。

さらに、子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場になることが重要です。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境が良い状態であることなどが求められます。



出典：文部科学省「第4期教育振興基本計画」

■ 我が国の伝統と文化の尊重を踏まえたグローバル人材育成の推進

国際情勢の不安定化により、世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まってきています。こうした中、地球規模の課題を自らに関わる問題として捉え、社会経済的な課題解決に参画するグローバルリーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成が求められています。

このような人材の育成に向けて、我が国の伝統や文化を尊重する姿勢を重視し、チャレンジ精神や多文化共生の精神、豊かな語学力など、グローバルな視野で活躍するための資質・能力を育成し、国際的な交流活動の推進、外国語教育の充実、外国人への教育の充実、国際理解教育の推進などをさらに図っていく必要があります。

■ 令和の日本型学校教育の構築

中央教育審議会の「令和の日本型学校教育」(R3.1) 答申において、「正解(知識)の暗記」「正解主義」への偏りから脱却し、子供一人一人の特性や興味・関心に応じた「個別最適な学び」と他者と協働して課題を解決する力を育む「協働的な学び」の一体的な充実を図ることなどが示されました。

このことを踏まえ、学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取り組みをさらに進化させ、教育の質を向上させることが求められています。

中央教育審議会の「令和の日本型学校教育」(R3.1) 答申 今後の方向性 【概要】

- (1) **学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する**
学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める。
- (2) **連携・分担による学校マネジメントを実現する**
外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備する。
- (3) **これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する**
ICTや先端技術の効果的な活用により、GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成する。
- (4) **履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる**
義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえつつ、それぞれの長所を取り入れる。
高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討する。
- (5) **感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する**
今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動を継続する。
- (6) **社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する**
少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討する。

■ 急速な技術革新とAIやDXなど社会全体のデジタル化の進展

人工知能(AI)、ビッグデータ^{※1}、IoT^{※2}、ロボティクス等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方が大きく変わる超スマート社会「Society5.0」^{※3}時代が到来しつつあります。

これからの時代の働き手に必要となる能力は変化してきており、AIやロボットによる代替が困難な新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要とされています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界全体のデジタル化を飛躍的に進展させました。今後、社会全体でDX(デジタルトランスフォーメーション)^{※4}が加速していく中で、教育分野においても、デジタル化の推進が一層求められています。

■ 成年年齢の18歳への引き下げや子供の権利擁護

法改正により成年年齢や選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られました。また、令和5年には「こども基本法」が、令和7年には「いしかわ子どもの権利基本条例」が施行され、子供の権利擁護及び意見表明などについての規定が設けられました。全ての子供が健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子供施策を推進していくことが必要です。

■ 誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進

近年、全国的にいじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、憂慮すべき状況にあります。また、不登校、児童虐待、ヤングケアラー^{※5}、貧困など、子供の抱える困難は多様化・複雑化しています。さらに、特別な教育的支援を必要とする子供への支援、性的マイノリティ^{※6}に係る子供へのきめ細かな対応、特定分野に特異な才能のある子供への指導や日本語指導が必要な子供への学びの保障など、多様な子供の状況に応じた支援の必要性が高まっています。

誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、誰もが生き生きとした人生を享受することができるよう、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会を実現していくことが求められています。

※1 ビッグデータ … デジタル化の進展やネットワークの高度化、また、スマートフォンやセンサー等のIoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費・行動等に関する情報、また小型化したセンサーなどから得られる膨大なデータ。

※2 IoT…Internet of Thingsの略。様々なものがインターネットに接続し、情報をやり取りすること。

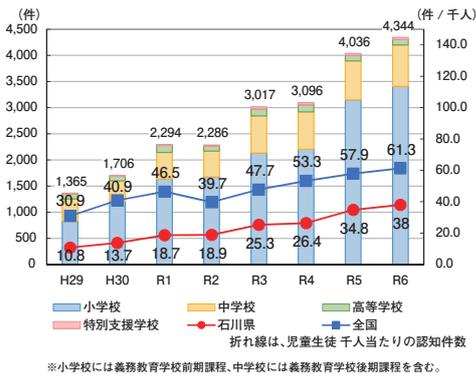
※3 超スマート社会「Society5.0」… 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会。サイバー空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

※4 DX(デジタルトランスフォーメーション)… デジタル技術で人々の生活をより良いものに変革すること。

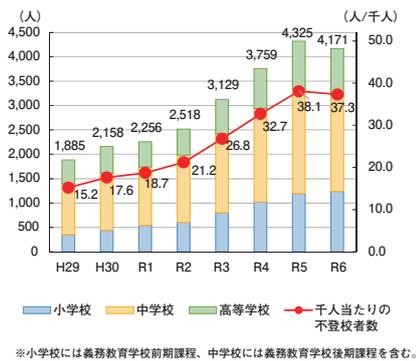
※5 ヤングケアラー… 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子供・若者。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

※6 性的マイノリティ… 性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向)が異性に限らない人や、ジェンダーアイデンティティ(自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識)が生物学的な性と異なる人。

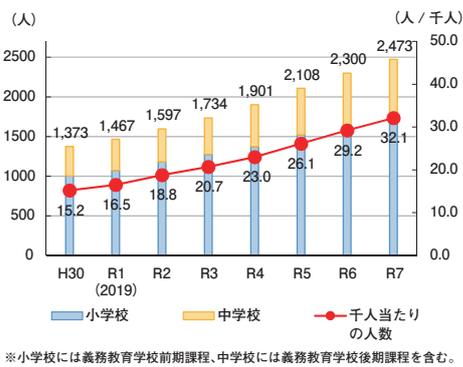
石川県のいじめ認知件数の推移



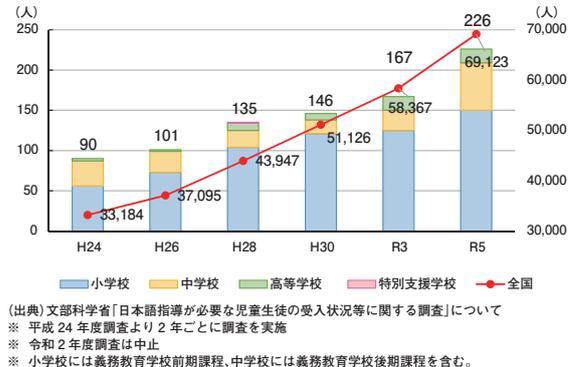
石川県の不登校児童生徒数の推移



石川県の特別支援学級児童生徒数の推移



石川県の日本語指導が必要な児童生徒数の推移

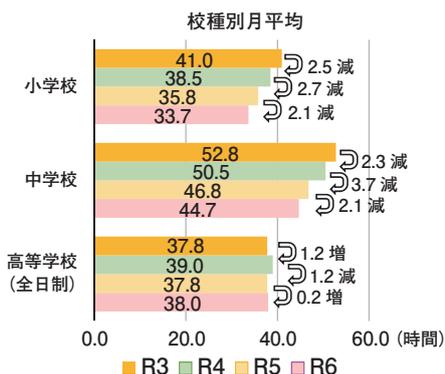


■ 教職員の確保と学校における働き方改革の推進

近年の教員の大量退職や特別支援学級の増加等に伴い、教員の大量採用が続いているものの、全国と同様、教員採用試験の受験者数は減少傾向にあります。加えて、産休・育休取得者の増加等、様々な要因による教員の未配置などの教員不足といった課題が生じています。また、学校現場における課題が多様化・複雑化し、教員の負担増となっています。

学校における働き方改革については、その成果が着実に現れているものの、依然として、長時間勤務の教職員も多いことから、教職員が安心して本務に集中し、志高く誇りを持って子供に向き合うことができるよう、多忙化改善の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教職員の育成支援を一体的に進める必要があります。

時間外在校等時間に関する年度比較



時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の割合

	H29	H30	R1	R3	R4	R5	R6
< 小学校 >	10.4%	8.8%	5.8%	3.0%	2.6%	2.0%	1.5%
< 中学校 >	36.2%	30.3%	25.7%	14.4%	13.0%	11.5%	9.5%
< 高等学校 > (全日制)	13.8%	7.9%	5.9%	2.9%	3.6%	3.8%	4.0%

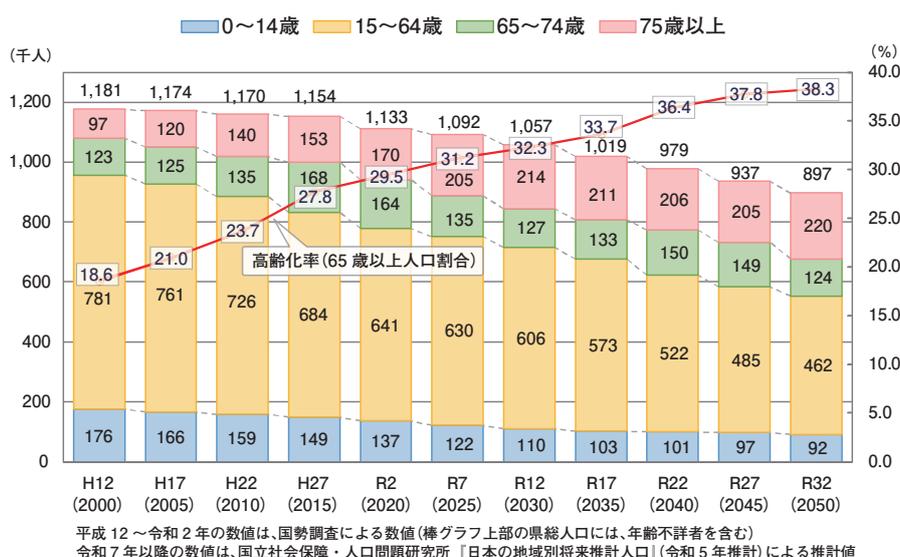
〔R2は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年とは異なる状況であったため、経年比較から除いている。〕

■ 人口減少、少子高齢化の進行と人生100年時代の到来

本県の人口は、平成17年国勢調査で初めて減少に転じ、令和2年国勢調査で1,132,526人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、令和32年には896,801人と約23万6千人（20.8%）が減少するとされています。また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）が増加し、老年人口は年少人口の3倍以上になるとされています。このままでは生産年齢人口の減少、国内市場の縮小、地域活力の低下など、様々な弊害が予想されることから、人口減少の克服と地方創生が、国・地方を通じた大変重要な課題となっています。

一方、人生100年時代においては、充実した人生を送るためにも、生涯を通じて、新たな知識・技能を自発的に学び、身に付けることで社会の激しい変化に対応することが大切になってきます。子供や若者、社会人、高齢者、障害者など、年齢を問わず学び続け、自らの向上や社会貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手となる人を尊重する社会が目指されるべきであり、そのために社会教育が果たす役割は大きいと言えます。

石川県の人口推計と高齢化率の推移



■ 地域とのつながりの希薄化と家庭環境の変化

都市化や高齢化、価値観の多様化などを背景に、地域における人と人とのつながりが希薄化しているとの指摘があります。

より豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりを進めるためには、地域行事への参加や地域課題の解決に向けた提案など、地域の人々が自ら担い手として運営に主体的に関わっていくことが必要です。

また、核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化によって、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、家庭教育を支えるための地域全体の連携がますます重要となっています。

第3章

石川県がめざす教育の姿

1 基本理念

未来を拓く 心豊かな人づくり

少子高齢化の進行、長寿化による人生 100 年時代の到来、グローバル化やデジタル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化など、社会は急激に変化しています。こうした教育を取り巻く環境の大きな変化の中において、本県の文化や伝統を大切にしながら、将来の予測が困難な新しい時代をたくましく生きる力を身に付けることが重要です。

このため、生涯にわたる学習やスポーツ・文化活動により、心身ともに健やかで、心豊かな人づくりを目指すとともに、一人一人の個性や適性に応じたきめ細かな教育を推し進め、基礎的・基本的な知識・技能はもとより、自ら学び、課題を見つけ、解決できる力を身に付けた、未来を切り拓こうとする気概あふれる積極果敢な人づくりを目指します。

2 めざす人間像

ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間

将来の予測が困難な時代において、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として社会を維持・発展させていくことが求められています。

また、国と地方が総力をあげて「地方創生」に取り組む今日、自らの住む地域の伝統や文化を大切に、住みよいまちづくりに積極的にかかわることも重要です。

このため、自らの住むふるさとの自然や歴史・伝統・文化に学び、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つとともに、それらを通して日本人としての自覚を深め、広い視野に立って活躍できる人間であることが求められます。

生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

グローバル化やDXの進展などにより、これからの社会では、AIやロボットによる代替が困難な新しいものを創り出す力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が一層求められています。

また、人生100年時代を見据え、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されており、社会人の学び直し(リカレント教育[※])をはじめとした生涯にわたる学びの重要性が高まっています。

このため、生涯学び続ける意欲に満ち、基礎的・基本的な能力を培いながら、自ら学び、自ら考え、それらを総合し、主体的に判断する力を身に付けることを基盤として、自らの資質を生かし、個性や創造性を更に伸ばすことのできる人間であることが求められます。

責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、多様な背景・事情・特性等を有する人々がお互いを尊重し、支え合って共に生きていく社会の実現を目指すことが求められています。

また、持続可能な社会の創り手として、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識を持つことが重要です。

このため、社会のルールやモラルを重んじつつ、自らの課題の解決に向け積極果敢に行動し、その結果に責任を持つとともに、互いに相手を理解し、敬意と思いやりをもって接することのできる自律的で心豊かな人間であることが求められます。

健康や体力の増進に努める、活力ある人間

充実した人生を送るためには、心と身体がともに健康であることが重要です。少子高齢化、核家族化、環境問題の深刻化などが一層進んでおり、また、人々の生活様式も多様化していることから、一人一人が自分の健康や体力を管理し、その保持増進に努める必要があります。

このため、健康に配慮した生活習慣を身に付け、運動やスポーツに積極的に取り組むとともに、安全で快適な生活環境づくりを進める人間であることが求められます。

※ リカレント教育…学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと。職業から離れて行われるものか、職業に就きながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身につけるためのリスキリングや、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いている。

3 基本目標

基本理念を実現するため、次の9つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標 1 災害からの復旧復興に向けて、創造的復興教育に取り組みます

令和6年に能登半島を襲った大災害、そこからの復旧・復興への道のりは相当の困難が伴いますが、単に被災前の姿に復元するのではなく、元々あった課題を踏まえ、未来志向に立って以前よりも良い状態へと持っていくという「創造的復興」に取り組むことが必要です。

創造的復興にあたっては、未来を担う子供たちが大きな希望になることから、誰一人取り残されない学びの機会を提供するとともに、地域住民等の多様な主体と協働し、予測困難な社会の中でも自ら学び行動できる力を養い、ふるさとに誇りを持った、復興を担う人材を育成します。

また、本計画の他の基本目標で掲げられている内容についても、「創造的復興教育^{*1}」という観点で位置づけて、その実現を目指します。

基本目標 2 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献できる人材を育成します

ふるさと石川の伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を持って、石川の魅力を広く伝えることができる力を養うとともに、地元の企業や大学等と連携した取組を通して、独創性を持って新たな価値を創造する力やチャレンジ精神、幅広い視野でグローバル化に対応できる力を身に付け、ものづくりや観光など地域産業をはじめとする社会の様々な分野を牽引し、地域の活性化に貢献できる人材を育成します。

基本目標 3 確かな学力や専門的な能力、職業実践力を育成します

基礎的・基本的な知識・技能はもとより、思考力・判断力・表現力や自ら課題を発見し、主体的に解決する力を含めた確かな学力を身に付けられるようにするとともに、教育DXの推進による学びの質の向上を図ります。

また、キャリア教育^{*2}や時代のニーズに応じた職業教育、幼児教育の充実を図り、子供たちが社会的に自立して生きていくための基礎となる力や創造性を育みます。

基本目標 4 豊かな心と健やかな体を備えたしなやかでたくましい人づくりを推進します

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断といった規範意識を養うため、道徳教育を充実するとともに、いじめやインターネットにかかる問題などに対し、チーム学校^{*3}で解決に取り組む体制づくりを促進します。

また、体験活動、文化・芸術活動を通して豊かな情操を育むとともに、健康づくりや体力づくりを推進するほか、子供たちの安全・安心の確保に取り組むなど、心身ともに健全な子供たちの育成を図ります。

※1 創造的復興教育・・・災害を契機とした、復旧だけでなく、災害前から地域にあった課題も乗り越え、持続可能な地域社会を創出できる人材の育成を目指した教育。例えば、以下の特徴などを含む、被災地からの特色ある教育実践を行う。

- ①大学や、NPO、ボランティア、地域住民等の多様な主体による協働型の教育
- ②予測困難な社会の中で、自ら学び考え行動できる力を養う教育
- ③グローバル社会に対応した、新たな価値を創造・主導するイノベーティブな教育
- ④ITの活用を含む多様な学びの場の確保により、誰でもアクセス可能な教育
- ⑤故郷愛や絆に根ざした、復興を支える地域の人材を生み出す教育

※2 キャリア教育・・・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。キャリアとは「人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見い出していく連なりや積み重ね」のこと。

※3 チーム学校・・・校長のリーダーシップの下、教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担し、学校の教育力・組織力を向上させる取組。

基本目標 5 誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進します

障害や不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズを有する子供たちに対し、一人一人に最適な学びの機会を確保するとともに、子供の能力や可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、多様な学習形態に対応できる教育環境の整備や、学校の特色を生かした取組を通して、子供たちや保護者に信頼され、質の高い教育を提供できる学校づくりを推進します。

基本目標 6 信頼される質の高い学校づくりを推進するとともに、地域の教育力の向上を目指します

教員の大量退職・大量採用による急激な世代交代を踏まえ、即戦力となる優秀な人材の確保と教員の指導力や専門性の向上を図るとともに、学校が抱える教育課題が複雑化・困難化する中、長時間勤務が大きな課題となっている教職員の多忙化改善に向けた取組を進め、学校の組織的な課題対応力の強化を図ります。

また、全ての教育の出発点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育相談体制の充実や、学校と地域の人々・団体などが連携して家庭教育を支援する体制づくりを進めるとともに、コミュニティ・スクール^{※1}と地域学校協働活動^{※2}の一体的推進を通じて、学校と地域の人々との交流を深め、地域の教育力の向上を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協力した社会全体での教育力向上に向けた取組を推進します。

基本目標 7 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

大学コンソーシアム石川の活動を支援し、「学都石川」として県内全ての高等教育機関の魅力づくりと発信を推進します。

また、地域の活性化に向けて、高等教育機関と地域が一体となった取組を推進するとともに、地域の課題解決に主体的に向き合うことができる人材や、グローバルな感覚を持ち、国際的に活躍することができる次世代の石川の担い手を育成します。

基本目標 8 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

子供や若者、社会人、高齢者、障害者など、誰もが年齢を問わず学び続け、その成果を社会で活かし、自己充実感を持って幸福に生きていくことができる社会の実現に向け、学び手の多様なニーズや時代の変化に対応した学習機会や情報を提供するとともに、生涯学習関連施設の機能の充実を図ります。

基本目標 9 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

県民の誰もが生涯にわたり気軽にスポーツに親しむことができるよう地域のスポーツ活動の支援やイベント等を充実するとともにスポーツ施設の充実など環境整備に努めます。

また、国際大会等で活躍できるアスリートの育成や専門的な指導者の養成等による競技力の向上に取り組むほか、スポーツを通じた交流人口の拡大や東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの活用等、スポーツを通じた地域活性化に取り組みます。

※1 コミュニティ・スクール…学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組み。

※2 地域学校協働活動…地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う登下校の見守りや学校の環境整備等の活動。

4 計画の体系

基本理念

未来を拓く心豊かな人づくり

めざす人間像

ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間

生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

健康や体力の増進に努める、活力ある人間

基本目標

1 災害からの復旧復興に向けて、創造的復興教育に取り組みます

2 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献できる人材を育成します

3 確かな学力や専門的な能力、職業実践力を育成します

4 豊かな心と健やかな体を備えたしなやかでたくましい人づくりを推進します

5 誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進します

6 信頼される質の高い学校づくりを推進するとともに、地域の教育力の向上を目指します

7 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

8 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

9 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

施策の方針



- 1-1 災害の教訓を生かした創造的復興教育の推進
- 1-2 被災地の教育環境の整備・充実
- 1-3 被災した児童生徒等の心のケアの充実



- 2-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成
- 2-2 地域の活性化に貢献できる人材の育成
- 2-3 イノベーションを担う人材の育成
- 2-4 グローバル社会で活躍できる人材の育成



- 3-1 確かな学力の育成
- 3-2 高等学校教育改革の推進
- 3-3 教育 DX、GIGA スクール構想の推進による学びの質の向上
- 3-4 キャリア教育・職業教育の充実
- 3-5 幼児教育の充実



- 4-1 心の教育・道徳教育の充実
- 4-2 人権教育の推進
- 4-3 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進
- 4-4 いじめ防止等の取組の充実
- 4-5 体験活動の充実
- 4-6 文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成
- 4-7 児童生徒の体力・運動能力の向上と将来にわたる運動機会の確保・充実
- 4-8 学校保健の充実・食育の推進
- 4-9 防災教育・安全教育の推進



- 5-1 不登校児童生徒への支援の充実
- 5-2 特別支援教育の充実とインクルーシブ教育の推進
- 5-3 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対するサポートの充実
- 5-4 多様なニーズに応える学校づくりの推進



- 6-1 学校の組織的な対応力の向上
- 6-2 キャリアステージに応じた「いしかわ型教員研修体制」の充実
- 6-3 次代の学校教育を担う教員志望者の確保と養成
- 6-4 学校における働き方改革の推進
- 6-5 教育環境の整備・充実
- 6-6 建学の精神を尊重した私学の振興
- 6-7 学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり
- 6-8 家庭・地域の教育力の向上



- 7-1 高等教育機関の「学び」の環境の充実
- 7-2 高等教育機関による「地域の活性化」の推進
- 7-3 県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進



- 8-1 生涯にわたる学習の推進
- 8-2 社会教育の奨励・振興
- 8-3 豊かな心を育む読書活動の充実(子供の読書活動の推進)



- 9-1 生涯にわたるスポーツ活動の振興
- 9-2 競技スポーツの振興
- 9-3 スポーツを通じた地域活性化